

移動等円滑化取組計画書

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客設備及び車両の整備に関する事項

① バリアフリー法に基づく段差解消については、志久駅、吉野原駅が未整備で、両駅ともプラットフォームが道路上空にあり、エレベーターを設置する用地が無いため、整備が困難な状況となっています。

志久駅は、用地確保について調整を進めるとともに、並行してエレベーターへの電気供給に必要な変電所の増強工事の計画を進めています。

吉野原駅は、駅の構造自体も極めて複雑であるため、エレベーター整備の工事費が高額となることも課題となっています。両駅とも、引続き設備所有者である沿線自治体とエレベーター整備に向けた協議を進めていきます。

② 駅の改札内設置のトイレには、多機能トイレを整備しています。今後新たに整備するトイレについても、同様に多機能トイレを整備していきます。

③ 保有車両 14 編成のうち 2019 年度末までに 12 編成がバリアフリー化対応となりました。残り 2 編成についても、老朽化による車両更新の際にバリアフリー化に対応した車両に置換えていきます。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

① エレベーター未整備の志久駅、吉野原駅では、車いすのお客さまの乗降の際は可搬型階段昇降機を使用していますが、対応社員の派遣と昇降機の搬送が必要なため急遽の依頼に対応できないことと、通路が狭い箇所では他のお客さまの流動を阻害することが課題となっており、早期にエレベーターを整備したいと考えております。

② 手助けを必要とする高齢の方、障がいをお持ちの方には、改札通過時に積極的にお声がけを行っており、必要により車いす用スロープの設置など、歩行や乗降のご案内を行っています。

③ エレベーター未整備の駅で使用する可搬型階段昇降機の使用訓練を実施し、駅社員の技能向上をはかっております。

④ 情報提供について、エレベーターや多機能トイレの有無についてはホームページでご案内しているほか、電話でのお問合せにも対応しています。その他、現在までに駅ナンバリングの導入、改札内駅看板の4カ国標記、駅に翻訳機の導入、車内放送の英語併用とインバウンド対応の強化を行っています。

II 移動等円滑化に関する措置

- ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置は以下のとおりです。

対象となる 旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
志久駅エレベーター整備	・変電所の増強工事（2019年度設計着手～2023年度竣工予定）
駅の多機能トイレ整備	・東宮原駅改札内トイレ新設（多機能トイレ整備）（2020年度）

- ② 高齢者、障がい者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援については以下のとおりです。

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
声かけサポート運動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・手助けを必要とすご高齢の方、障がいをお持ちの方がいらした場合は、積極的にお声がけをしております。 ・車いすをご利用のお客さまにお声がけをし、乗降の介助を必要とするお客さまに、渡り板でご対応しております。

- ③ 高齢者、障がい者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供については以下のとおりです。

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
行先案内表示器の増設	・行先案内表示器の増設など、お客さまへの情報提供をさらに強化してまいります。（2020年度 加茂宮駅～内宿駅上りホーム）

- ④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障がい者の接遇に関する民間資格の取得促進	<p>社員のサービス介助士資格取得について、取得及び資格更新の費用を全額会社が負担し、毎年度計画的に資格取得者を増やしています。</p> <p>また、サービス介助士を中心に防災訓練時に車いすご利用のお客さまの車内からの避難誘導訓練を計画しているほか、駅員を対象とした定例勉強会で車いす・階段昇降機の取扱い勉強会を計画しております。</p>